

ハラスメント対策特別委員会付託議案等一覧

第441回定例会

【令和8年度関係】（2件）

議案番号	件名
第20号議案	附属機関に関する条例の一部改正について
第22号議案	福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について

【令和7年度関係】（1件）

議案番号	件名
第149号議案	福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

「組織風土改革」と「世代を超えた対話」によって実現するハラスメントの無い県庁へ

特別職も含めた、都道府県初の「ハラスメント防止条例」の制定
(県庁としての価値基準・行動規範・透明性の確保・制度の骨組み 等を明文化)

第1の柱 起こさせない

特別職を含む職員の行動変容と職場の実態把握・改善

①研修改革

- ・特別職・管理者向けの実践型研修の実施
(1/19に第1回目を実施済)
- ・全職員向けに実践型研修を拡充
- ・相談窓口担当者の対応スキル強化

②私的コミュニケーションツールの業務使用禁止

- ・特別職が守るべき要領の新設
(1/8に特別職に対し使用禁止を周知済)

③職場の実態把握と改善

- ・職員アンケートを定期的実施(2/16実施)
個人情報に配慮の上、調査結果を公表
- ・様々な世代によるF I K Aを定期的
実施し、職員の改善意見を施策に反映

第2の柱 見逃さない

相談しやすく、適切に対応できる仕組みの強化

①安心して相談できる窓口の整備

- ・外部専門家(弁護士)によるハラスメント専用の第三者相談窓口の設置(2/16)
- ・相談窓口の周知徹底(2/16)

②上司の「見逃さない」義務

- ・相談を受けた管理職は、プライバシーに配慮した上で、コンプライアンス所管課、第三者相談窓口等への相談を義務化
- ・相談があった場合に適切な対応ができるよう、ハラスメント防止ハンドブックに対応方法を明記

③被害者支援の充実

- ・外部専門家によるメンタルケア体制を必要に応じて活用

第3の柱 繰り返さない

組織全体のコンプライアンス文化の確立

①ハラスメント防止条例の制定

- ・知事や副知事、教育長も対象とし、自ら研鑽することを明記
- ・副知事が知事に言動の改善を求める
- ・知事等が当事者の場合、事案を公表

②コンプライアンス推進体制の強化

- ・庁内のコンプライアンス推進体制の強化
- ・通報相談事案に助言する第三者委員会(コンプライアンス委員会)の設置

③知事等の退職手当の支給差止、支給制限の拡大(検討中)

前知事のセクハラ問題を受け、都道府県初となる条例において、①特別職（知事、副知事、教育長）の責務を明確化、②「第三者相談窓口」の設置、③相談受付時の報告を義務化、④外部専門家の知見による客観性の向上と取組の改善、⑤定期的な実態把握と公表の規定を設け、職員にとって安全かつ良好な職場環境の確立と、県民からの信頼回復を目指す。

1. 特別職の責務を明確化

- 特に知事について、ハラスメント防止のための措置義務、事案発生時における迅速かつ適切な対応義務、相談および調査協力に起因する不利益取扱いの禁止を明示する。【第5条関係】
- 特別職自らが言動に配慮し、率先してハラスメント防止に取り組む旨を規定するとともに、知事の言動にハラスメントのおそれがある場合は副知事が改善を求めることを義務付ける。【第5条第5項関係】

2. 「第三者相談窓口」の設置

- 職員が安心して相談できる環境を確保するため、外部の専門家によるハラスメント専門の相談窓口を設置する。【第10条関係】特別職が関係する事案を含め、県庁組織から独立した立場で相談できる仕組みとすることで、安心して相談できる環境を整備し、早期把握、および適切な対応につなげる。

3. 相談受付時の報告を義務化

- 管理監督者が職員等からハラスメントの相談を受けた場合、プライバシーに配慮の上、速やかにコンプライアンス所管課へ報告することを義務付ける。【第11条関係】
管理職の判断により相談内容がもみ消される事態を防ぐとともに、相談者に対する適切な対応方法について助言を求めることができる体制とする。

4. 外部専門家の知見による客観性の向上と取組の改善

- 常設の附属機関（福井県コンプライアンス委員会）を設置し、通報相談事案の対応について専門的知見から審議、助言を受ける。【第11条関係】※ 著しく重大な事案では、独立して調査を行う「第三者調査委員会」の設置を検討する。

5. 定期的な実態把握と公表

- 特別職によるハラスメント事案が認定された場合は公表する旨を規程する。【第13条関係】
- ハラスメントの実態を把握するため、アンケート等の調査を随時実施し、結果を公表する。【第14条関係】

- この条例は令和8年4月1日から施行する。【附則】

令和8年2月第441回定例県議会

提出議案説明資料

(令和7年度2月補正予算関係)

追 加 分

福 井 県

(令和8年3月3日現在)

第149号議案 福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

(人 事 課) 知事等の特別職の退職手当制度に対する県民の信頼を確保するため、
所要の改正を行う。

(公布の日から施行)

(概 要)

- 1 特別職に対する退職手当の支払差止処分の範囲を拡大
現 行：刑事事件に関し起訴をされた場合、または犯罪があると思料するに至った場合
改正案：現行の規定に加え、
 - ・特別調査委員等による調査が行われている場合 等

- 2 特別職に対する退職手当の支給制限処分（全部または一部不支給）の範囲を拡大
現 行：拘禁刑以上の刑に処せられ失職した場合
改正案：現行の規定に加え、
 - ・在職期間中の行為について、懲戒免職相当と認定され、かつ議会の議決を経た場合 等

- 3 特別職に対する退職手当の返納命令処分（全部または一部返納）の範囲を拡大
現 行：在職期間中の行為について、拘禁刑以上の刑に処せられた場合
改正案：現行の規定に加え、
 - ・在職期間中の行為について、懲戒免職相当と認定され、かつ議会の議決を経た場合（退職の日から5年以内に限る） 等

福井県知事等の退職手当に関する条例および

福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 知事の不祥事に関する調査が行われている場合

(1) 調査中に辞職

区分	処分までの流れ	支払差止処分	支給制限処分
現行	<p>調査 → 辞職 → 支払 1月以内</p>	×	×
改正案	<p>①懲戒免職相当ではない場合 調査 → 辞職 → 調査終了 → 支払 1月以内 支払差止処分</p>	○	×
	<p>②懲戒免職相当の場合 調査 → 辞職 → 調査終了 → 処分の議決 → 支払 支給制限処分</p>	○	○

(2) 調査公表後に辞職

区分	処分までの流れ	支払差止処分	支給制限処分
現行	<p>調査 → 調査終了 → 辞職 → 支払 1月以内</p>	×	×
改正案	<p>①懲戒免職相当ではない場合 調査 → 辞職 → 調査終了 → 支払 1月以内</p>	—	×
	<p>②懲戒免職相当の場合 調査 → 辞職 → 調査終了 → 処分の議決 → 支払 支給制限処分</p>	—	○

2 知事の辞職後に不祥事が発覚し、その不祥事が懲戒免職相当と認定された場合

区分	処分までの流れ	返納命令 処分
現行	<p>辞職 → 支払 1月以内</p>	×
改正案	<p>辞職 → 支払 → 懲戒免職相当認定 1月以内 辞職日から5年超経過</p>	×
	<p>辞職 → 支払 → 懲戒免職相当認定 → 処分の議決 → 返納命令処分 1月以内 辞職日から5年以内</p>	○

3 副知事の不祥事により、知事が副知事を解職、もしくは副知事自身が辞職した場合

区分	処分までの流れ	支払差止 処分	支給制限 処分
現行	<p>解職・辞職 → 支払 1月以内</p>	×	×
改正案	<p>懲戒免職相当認定 → 解職・辞職 → 支給制限処分</p>	—	○